

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

年金保険料「10年後納制度」が 平成27年9月末で終了します

今月の年金相談

9月16日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください

第1・2会議室

○保険料の「10年の後納制度」とは？

国民年金の保険料を納めていない期間のうち、免除・猶予や学生納付特例などを申請していない期間(未納期間)を過去10年分に限り、遡って納付することができる制度です。

(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)

○「10年の後納制度」のメリット

- ①不足している期間の保険料を納めることで、年金の受給資格を得られる可能性があります。
- ②将来受け取ることができる年金額が増額します。

○「10年の後納制度」は平成27年9月末で終了します！

「10年の後納制度」に代わり平成27年10月1日より3年間に限り「5年の後納制度」が開始しますが、納付できる期間が短く、保険料の加算額も高くなります。

○ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方で、10年以内に未納期間(納付免除期間以外)・未加入期間がある方
- ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れのある方
- ③65歳以上の方で、年金の受給資格がなく任意加入中の方

○制度をご利用いただく際の注意事項

- ・3年以上前の保険料を後納する場合、当時の保険料額に加算額が付きます。
- ・後納が可能な期間のうち、最も古い期間から順番に納めていただきます。
- ・申し込み後に後納可能な期間について審査を行い、結果をお知らせします。審査には時間がかかることがありますので、期間に余裕をもってお申込みください。

後納制度の利用には申し込みが必要です。

詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(☎0570-011-050)または函館年金事務所へご相談ください。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番)		☎0137-62-2111(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。